

メカニカルリンクジャパン会則

本会は会社法人「有限会社 First」（以下、会社とする。）がその一組織として運営するもので、会及び会員は会則として下記の事項を順守するように努めるものとする。

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は LMOJ（メカニカルリンク・ジャパン）と称する。

第2条 本会は事務所を兵庫県神戸市東灘区住吉東町4-6-16 16りりぱっとはうす207号室に置く。

(目 的)

第3条 フランス本部が提唱する世界レベルのメカニカルリンクの教育を行ない、メカニカルリンクで治療する術者を増やすことにより、日本国民の健康や社会の健康発展に寄与する。

第4条 将来的には日本国内のみならず、アジア地域や環太平洋地域までの広範囲にメカニカルリンクの普及を目指す。

第5条 教育や普及のみならず、メカニカルリンクの臨床研究や新しい技術の開発に努めて、日本から世界に向けて発信していくことを目指す。

第6条 以上の目標を達成することにより、より正確なレベルのメカニカルリンクを社会へ幅広く広げていく。

(精 神)

第7条 メカニカルリンクの創始者であるポールショフル D.O 及び協力して発展に努めたエリックプラット D.O、メカニカルリンクフランスに対して常に感謝と敬意をもって接すること。

第8条 社会のルールと本会会則を守った上で、各自が技術向上に努めるための活動に関しては自己責任において自由である。

第9条 本会は個人及び団体の、いかなる圧力、いかなる権力にも屈しない。

(事 業)

第10条 本会は第3条～第6条の目的を達成するために下記事業を行う。

- (1) 日本国家国民の健全なる精神および健康に寄与するために必要な事業。
- (2) メカニカルリンクの教育と普及。
- (3) 会員の学理、技術の向上。
- (4) 会員の福利増進に参加する。
- (5) その他、目的達成に必要な事項。

(構成)

第11条 本会の目的趣旨に賛同し入会した会員によって構成する。

- (1) 会員は、解剖学の理解に努めメカニカルリンクで施術できる者、またはメカニカルリンクで施術できることを目指す者。
- (2) 会員は医師、歯科医師、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の本会が定める医療国家資格を有するもの、および本会が認めるオステオパシー学校の卒業生。
- (3) 上記の資格を有しない者は、本会が定める基礎医学を受講しなければならない。

第 2 章 会 員

(入 会)

- 第12条
1. 会員になる為には、本会の主催する LMO 1～6 セミナー全てを受講することが必須事項である。但し入会に際して、この条件を満たしていなくても LMO 1～6 セミナーの内 1 つ以上に出席していれば、本会に入会することができる。
 2. 本会に入会しようとする者は所定の入会申請書と、別に定める必要書類を添えて本会に提出し、面接等の手続きを終えたのち、理事会の承認を得なければなら

ら

ない。

3. 入会を承認された者は本会の定める年会費を提出しなければならない。
4. 入会しようとする者は本会が医療賠償保険に団体として加入した場合において、遅滞なく定められた保険料を支払わなければならない（強制加入）。
5. 入会時において他団体の役職及び講師などを務めている者は、その旨を入会申請書に記入すること。入会後においても他団体の役職及び講師を務めることになった者は、1 か月以内に本会事務局に書面にて報告すること。

- 第13条
1. 入会申請書には、定めに従って必要な事項を記載し写真を貼付した上で、それに必要な書類を添えて提出しなければならない。
 2. 期間を定めて、あるいは永久的に会員の入会制限を行う場合は、別に細則を定める。

(会 費 等)

第14条 会員は会則において別に定める会費、および負担金がある場合は負担金を納入しなければならない。

第15条 会費は会の運営費（渡航費・人件費・家賃・顧問料等を指す）に充てる事とする。

(入会金及び年会費)

第 16 条 1. 本会の入会金・年会費は下記の通りである。

会員

入会金 なし

年会費 15,000 円 (税別)・・・毎年1月～12月分を一括払い。

※1月以降に途中入会する場合は、月額1,250円(税別)として

入会月～12月分を一括払いとする。

※入金された会費については、退会の翌月から当該年の12月分までを、既に振込済みの年会費から返金する。

※JOPAの一般会員で会費を納入しているものは、本会の年会費は免除する。

2. 本会が加入する医療賠償保険の保険金未納者についてはその理由により理事会の決議の上で、除名扱いにすることができる。この場合は、入会金・年会費ともに返却しない。

ただし、納入期日までに継続、休会、退会の意志表示なく入金もされなかった場合は会が本人に替わり、保険金を立て替えて保険会社に支払い後に、会は会員本人に対して、立て替えた金額と会費を請求することができる。

(会員規定)

第 17 条 1. 会員は、会の方針及び活動に対する会員の意識レベルを保つため、最低5年間に1回以上の総会への参加を義務づける。但し、委任状の提出により総会出席義務を満たすものとする。

2. 会員の者が一旦退会した場合、原則として再入会できない。但し退会に正当な理由があり、理事会の審議により了承された者はこれに順じない。

(退会および除籍)

第 18 条 会員が退会しようとするときは書面にて退会届を本会に提出し、会員証を本会に返却しなければならない。

但し、会員が次の次号の一つに該当するときは除籍とする。

(1) 死亡したとき。

(2) 会費を正当な理由なく納入期限締め切り日までに納入せず、本人に対し納入催促をしたにもかかわらず、なお締め切り日から1ヶ月以内に納入しないとき。

※除名及び除籍処分となった場合も、直ちに本会に会員証を返却しなければならない。

(処 分)

第 19 条 1. 本会の信用を失墜させたり、本会の精神、目的に合わないと思われる言動や、会則に反する行為をした時及び会の健全な運営を妨げる様な言動をとった時は、理事会において当事者本人に弁明する機会を与えた上で、決議によって処分を決定する。もしこの処分に不服がある場合、60日以内に不服申し立てを書面によって行う。この場合、総会もしくは臨時総会でこの処分に対する不服申し立てに対し出席者の過半数から再審査の必要性を認められた場合、もしくは会が全

会員にこの処分に対する不服申し立ての内容を送付し過半数以上の会員から再審査の必要性を認められた場合においてのみ、理事及び会員の会長による決議を行い、最終の処分を決定する。

処分には次の様なものがある。除名もしくは資料の交付の差し止め、研修会出席の禁止、及び期間を定めて会員の資格を停止することや会員資格の降格処分などを含む必要な処置をとることができる。

また本会が主催するセミナーを利用して会長の許可なくいかなる手段をもってしても営業活動をしてはならない。これに反した場合は上記処分に準ずる。

※除名処分となった場合、直ちに会員証を本会に返却しなければならない。

2. 会員で除名処分となった場合、本会はその理由と本人氏名を公表することができる。

(休 会)

第 20 条 休会の理由を書面で本会に提出し、理事会にて認められた者は休会扱いとする。但し、期限は一年間とする。

延長の場合は再度書類を提出し理事会の承認を必要とする。休会の間は年会費として年間 5,000 円（税別）とするが、休会中の会員特典は全て停止する。

(搬出金品の不返還)

第 21 条 いったん入金された入会金は、原則的に返還しないものとする。但し、年会費については、退会の翌月から当該年の 1 2 月分までを、既に振込済みの年会費から手数料を引いた額を返金するものとする。但し、自主退会の場合のみとし、処罰による場合は返金しない。

(会員の権利)

第 22 条 本会に入会し年会費を払うことによって得られる権利は、会則に基づく事項と下記の事項のみであり、会の母体である会社の運営（経営）には一切参加することはできない。従って会員に対して収支の報告は特別な場合を除き、原則として行わない。

会員の特典

- ・ LMO 1 ～ 6 セミナー全てを受講したものには、マスターコース等の上級セミナー受講資格あり。
- ・ 医療トラブル時の顧問弁護士への無料相談。（弁護依頼には費用が必要）
- ・ LMO セミナーを会員価格で受講することができる。
- ・ 会員限定のセミナー（ビデオ復習会含む）及びイベントへの参加資格。
- ・ 書籍及びグッズ類の会員価格での購入。（会員限定の翻訳本出版時の購入含む）

第 3 章 役 員

(種 別)

第 23 条 本会に次の役員を置き、理事（会長及び副会長を含む）は
会員数 50 人毎に対し 1 人
を置くものとする。ただし理事の最高人数限度を 5 人までとする。

最高顧問 1 名

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含まず最高 3 名を限度とする)

(選 任)

第 24 条 1. 初代会長を除き、会長職は会社代表取締役が任命することによって
決定される。

2. 会長が副会長以下の理事を任命する権利を有する。

3. 会長がやむを得ない事情で会長職務を実行できない期間、
副会長がそれを代行する。

会長が任命されていない場合は、会社代表取締役が会長職を自ら代行す
る。また、会社代表取締役は、会員・非会員を問わず代行者を任命する事がで
きる。代行期間は最長 1 年とするが必要に応じて再延長できる。また会社代表
取締役はその間に会長職に対し選挙を行ない会長を選出することもできる。

4. 会長職または会長職代行中の副会長に対し、会員の半数以上の
リコールがあった場合や会社代表取締役に罷免された場合などにおいて、
特別な事情が無い限り、理事会は 3 ヶ月以内に新たな会長を任命しなけれ
ばならない。

(職 務)

第 25 条 1. 会長は、本会の会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、
または欠けたときは、あらかじめ会長の定める順位によりその職務を
代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会長の指示があれば会務を掌理し、会長
及び副会長に事故があるとき、または欠けたときは、時限的に理事会の
議を経て会長及び副会長の職務を行う者を定めその職務を行う。

4. 会長を含む理事及び講師の特別な権利は認めない。

(ただし、会員の過半数以上の理解が得られる場合や、判断に急を要する場合、
社会通念上における特別なものは除く)

5. 基本的な決定（会則及び運営方法やセミナー費用など）は会長が行なうが、
決定事項の発行（運用）は有限会社 First 代表取締役（最高顧問）の了承を得る
ことで効力を有する。

(任 期)

- 第 26 条
1. 会長の任期は5年とする。
 2. 理事の任期は、当該理事を任命した会長の任期終了または任期途中の罷免後、新しい会長が任命されるまでとする。
新任された会長の任期は前任者の残任期間となるため、新任された会長により任命された理事の任期もこれに伴う。
 3. 補欠理事の任期は前任者の残任期間とする。
 4. 会長は任期期間内において必要な理事の期限を定めて任命することが出来、また期限を延長することも出来る。

(拒否権)

- 第 27 条
1. 会社代表取締役は会長選挙で選ばれた者に対して任命を拒否できる権利を持つ。
 2. 会社代表取締役は、理事会及び総会で決定した内容全ての事項、又は部分的な事項に対し、拒否権を行使することができる。
 3. 会員においては、会の方針及び活動に対する会員の意識レベルを保つため、最低5年間に1回以上の総会への参加を義務づける。
但し、委任状の提出により総会出席義務を満たすものとする。
この義務を満たさなかった会員に対しては、弁明の機会を与えた上で理事会を開き、必要な処置をとることが出来る。
 4. 入会時に、他団体の役職及び講師を務めている者に対し、その団体の活動内容によっては、理事会の協議により入会の可否を決定する。また入会後に他団体の役職及び講師を務める者に対し、当該団体の活動内容によっては、理事会の協議によりその処遇を決定する。

(解 任)

- 第 28 条
1. 理事の行為が法令、会則もしくは総会に反し、もしくは理事として、ふさわしからぬ行為があったとき、または心身の故障のため職務に耐えられないと認めるときは、理事会の議決を経て、その理事を解任することができる。
 2. 会社代表取締役は会長を含む全理事職及び全役職に対し、全員もしくは個人の任期満了を待たず、罷免・更迭する権利を持つ。

第 4 章 顧問・相談役及び名誉会員

(顧問・相談役)

- 第 29 条
1. 本会に顧問・相談役を若干名置くことができる。
 2. 顧問・相談役は、学識経験者または、本会の運営に対して有能であると思われる者を理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 3. 顧問・相談役は、会長の諮問に応じて、本会の各種会議に出席して、意見を述べることができる。但し、総会における会員としての表決を除き、理事会等の表決に加わることはできない。
 4. 顧問・相談役の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

(名誉会員)

- 第 30 条
- 本会の発展に特に貢献のあった者や国際的な交流の面において特に本会に寄与した者及び寄与すると思われる者に対して理事会の決議において名誉の称号を贈ることとする。
- 名誉の称号を持つ者の入会金又は会費は貢献の度合いに応じて免除される。その他割引等の特典についてはその都度理事会で決定することとする。
- ここでいう名誉の称号とは例えば名誉会長、名誉会員、名誉顧問等がこれにあたる。

第 5 章 会 議

(種 別)

- 第 31 条
1. 本会の会議は、理事会並びに総会とする。
 2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

- 第 32 条
1. 理事会は理事をもって構成する。
 2. 本会は会員をもって構成する。

(権 能)

- 第 33 条
- 総会は、この会則に別に規定するものの他、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画に関する事項。
 - (2) 事業報告に関する事項。
 - (3) 理事会において総会に付することを相当と認めた事項。
 - (4) 会則の制定、変更及び廃止に関する事項。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項。
 - (6) 時限的な会則。

(開 催)

- 第 34 条
1. 通常総会は、特別な場合を除き、年一回開催する。
 2. 臨時総会は、会長又は理事会にて過半数以上又は会社代表取締役が必要と認めたとき開催する。
 3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上から「会議の目的たる事項」を書面で示して協会に請求があったとき、そして会社代表取締役から請求があった時開催する。

- 第 35 条
1. 会議は会長が召集する。
 2. 会議を召集するには、構成員である理事に対して「会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所」を示して、開会の日までに文書もしくはその他の通信手段を以て知らせなければならない。

(議 長)

- 第 36 条
1. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 2. 総会の議長は通常の場合は副会長があたり、副会長が欠席の場合その会議において出席会員の中から会長が選任する。

(議 決)

- 第 37 条
1. 理事会の決議は出席理事の過半数を以て決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
 2. 総会の決議は、各々出席した構成員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の変更及び追加は除き、別項に定める。

(議事録)

- 第 38 条
1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数。
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び理事会は理事の氏名。
 - (4) 議決事項。
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項。
 2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人1人以上が署名捺印しなければならない。

第 6 章 会 計

(会 計)

第 39 条 本会の会計は、次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 入会金、会費及び負担金。
- (2) 寄付金品。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) その他の収入。

第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 40 条 会の発展及び社会の変化に伴い、会則の変更や追加が必要となった場合、会長は理事会を開いた上で討議し、3分の2以上の理事の賛同を得た会則案を全会員に提示する。

期日内に過半数の反対がなければ会則の変更又は追加が認められたものとし、会社代表取締役の承認を得た上で翌日から効力を有するものとする。

(解 散)

- 第 41 条
1. 本会は、理事会の議決に基づいて解散することができる。この場合における解散は理事全員の同意を得なければならない。
 2. 会社代表取締役の決定に基づいて解散することができる。

(精算人)

第 42 条 本会が解散したときは会社又は本協会理事が精算人となる。

(契約の締結)

第 43 条 本会は、公衆衛生上必要な保険その他の取り扱いについて団体契約を締結することができる。

(不測の事態)

第 44 条 会則にない不測の事態が生じた場合、本会の会長は直ちに理事会を招集し問題の解決に努め、必要であれば解決するための時限的な会則や新たな会則を設けることとする。新たな会則を設ける場合には、なんらかの方法で会員に通知し、過半数の反対がなければ成立するものとする。但し、新たな会則の遡及効は無いものとする。

本会則は成立した後、会社代表取締役の承認を得ることでその時点から効力を有する。

(セミナーの開催)

第 45 条 1. 本会主催で行った全てのセミナーの内容について、有償・無償に問わず、かつセミナー名称を変更して本会及び該当講師の許可なくその哲学や理論および技術を教えたり資料を譲渡してはいけない。また、それに反したことに起因するトラブルに対し、本会は会員を擁護せず、一切責任を持たない。